東北森林管理局 樹木採取権制度説明会(令和3年7月20日)質問・意見に対する回答

※資料頁は資料「樹木採取権制度について」のページになります。

番	資料	料「樹木採取権制度について」のペーンになりま 	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
日子	貝科	보이기합	[변경
1	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		
'		は作業の効率性等を考えて採取区の設定	
		をしてほしい。	
2	P7	評価項目について、価格点(申請額)より	資料P7の評価項目 価格点以外に加算点を設
		も「地域における産業の振興」などに類する	けており、これをもって評価していきます。
		点など、加算点に評価の重点を置いていた	7, 300, 1 = 1 = 2 = 3, 1 = 2 = 2 = 7 =
		だきたい。	
3	P6, 7	協同組合自体が意欲と能力のある林業	従事できる組合員に制限はありません。組合の
		経営者の認定を受けているが、協同組合と	中で安定供給を進められる体制を考えて申請して
		して申請した場合、従事できる組合員は本	ください。
		採取区の地域内の意欲と能力のある林業	申請書に組合員の名簿等の添付は不要です
		経営者のみといった制限があるのか。又申	が、従事予定の現場作業職員の氏名等は記載い
		請書へ従事する組合員の名簿等の添付が	ただく箇所があります。
		必要なのか。	
4	_	組合による申請とは別に、傘下の組合員	組合と単独、両方の申請も制限はなく申請は可
		が単独で申請することで、組合の申請と重	能です。
		なることについては問題ないか。	
5	P9 ∼	既存の協定が安定取引協定に認められ	安定取引協定の内容が満たすべき事項を「審
	P11	るか。木材安定取引協定は、既存のものは	査基準等通知」で定めており、既存の協定がその
		含まずに新たなもので申請をすべきか。	基準を満たしているか確認してください。
		ツーバイフォーなどは新規需要の例とし	(審査基準等通知第1の1(1)ウ(カ)参照)
		て記載されているが、既に取り組んでいるも	今回の取組で木材供給量が増えますが、これが
		のはどうなのか。	既存の需要に影響を与えないよう、新しい需要が
			広がったかを確認するものです。既存の取引であ
			れば、協定量を増やす必要があります。
			既に取り組んでいるものであっても、従来国産
			材の利用が少なかった分野等に該当するもので
			あれば、新規需要にあたると考えられます。
6	P9~	新規需要は、現状と比較した増加量と記	事業を進める中で取引状況を報告していただ
	P11	載されているが、既存需要が下がった場合	き、その中で相談いただきながら対応していくこと
		に、基準をクリアできないことも起こり得る。	となります。
		協定相手が事業を止めた場合なども含め、	
		実際に動き出して、うまくいかない場合の対	
		応はどうしたらいいのか。 	

番	資料	質問内容	回答
号	頁		
7	P9~	川上の協同組合等が申請するとき川下	採取権者が工務店等の川下までの協定を結ぶ
	P11	の工務店等との協定が必要と考えている	必要がありますが、必ずしも申請者・川中事業者・
		が、この場合、採取権者が工務店等と直接	川下事業者の3者協定である必要はなく、申請者
		協定を結ぶのか、県木連など川中協同組	と川中事業者、川中事業者と川下事業者で協定
		合等の会員工場が工務店等と協定を結ぶ	が分かれていても大丈夫です。
		のか。	なお、川上から川下までの協定を結ぶときに、
			事業者同士の協定締結を基本形と考えています
			が、取引が安定することが期待されるとの理由で
			間に木材利用事業者等が組織する団体が加わる
			ことは差し支えありません。
8	P9 ∼	製材品の需要の拡大として製品の輸出	資料P11のカの基準を満たすには、申請者と輸
	P11	をする場合、協定は採取権者と商社か、県	出をする川中事業者との協定が必要です。なお、
		木連など川中の協同組合等の会員工場と	商社は川中事業者には当たりません。
		商社か。	
		(更問)製品輸出の場合は、川中事業者と	→カの基準については、海外の川下事業者まで
		の協定まででよく、海外の川下事業者への	の協定を結ぶ必要はありません。ただし、イの基
		流れ・数量までは追わなくてもよいのか。	準を満たすために、海外の川下事業者までの協
			定が必要になる場合もあると考えられるため、ご
			留意ください。
9	P6, 7	森林組合連合会等県下一円の事業体に	参加資格要件、審査基準を満たしていれば応
		ついても樹木採取権者として応募は可能	募可能です。
		か。	
10	P2	樹木採取権制度を創設するに当たって、	規模感については、2015 年農林業センサスに
		林野庁が元々想定していた事業体はどの	よると、全国の林業経営体の平均年間立木購入
		ような規模の事業体か。	面積は約 20ha となっているため、これを基に 10
			年間で 200~300ha 程度の規模であればさまざま
			な林業事業体が入りやすいだろうという考えで制
			度設計を行っています。
11	_	樹木採取区が設定された国有林につい	公益的な事業であれば、樹木採取権者と調整
		て、鉄塔敷や送電線用敷として国有林の貸	の上樹木採取権を一部放棄していただき、権利設
		付を受けることは可能か。	定料の返還という手続きをとることもあり得ます
		また、それに当たって樹木採取権者と借	が、ケースバイケースであり、貸付の内容等によ
		受人との間で特別な契約等が必要になる	り対応は異なります。
		のか。	なお、国有林の土地の利用について、借受人と
			契約をするのは国となります。

番	資料	質問内容	回答
号	頁		
12	1	既に貸付地となっている国有林が新たに 樹木採取区として設定されることはあり得る のか。	樹木採取区を設定する際は、既に貸付を行っている場所に影響がないように配慮を行います。 もし貸付地に近接する林地を樹木採取区に設定するとしても、小班単位でなく小班の一部を樹木 採取区に設定するなどして、影響のないように配慮します。
13	P9~ P11	川下事業者の定義について、「樹木採取権制度について」資料 P9 では川下事業者とは木材・木製品製造業や熱供給業を行う者であると記載されている。一方、P11 にはチップ会社や製材会社は川中事業者となっているが、これらは川下事業者ではないか。	原木を製品の原材料等として利用する事業者が、川中事業者となるため、チップ会社や製材会社は川中事業者となります。
		(更問)工務店やプレカット工場を含めた 協定を結んで申請を行う必要があるのか。	→資料 P11 のイの基準を満たすために、川下事 業者までの協定を結ぶ必要があります。
14	P9,10	樹木採取区から搬出された材を協定を結 んだ工場以外に販売することはできないの か。	採取区からの木材供給量に相当する量以上が協定先の事業者と取引されていれば良いとしています。 なお、協定先への供給量等については定期報告をしていただくことで確認します。協定先が変わった場合はその旨報告をしてもらうこととなります。
15		樹木採取権と森林経営計画との関連性について、民有林等では森林経営計画を作成し、補助金をもらって再造林を行っている。樹木採取区を伐採後再造林するに当たって森林経営計画が関係することはあるのか。	樹木採取区は国有林であり、事業はすべて国有林の森林計画(国有林野施業実施計画)で計画され、造林は国の請負事業として行います。その際、伐採と一緒に造林作業を行ってもらえれば効率的であるため、樹木採取権者に伐採と造林を一緒に行ってもらうことを申し入れることとしています。 このため、森林経営計画は関係しません。

番	資料	質問内容	回答
号	頁		
16	_	森林経営管理法第 36 条第2項に基づき	元請けの事業者として「意欲と能力のある林業
		公表された事業体でもなければ作業班もい	経営者」と同等の能力を有すると認められれば申
		ない事業体が、公表されている事業体等と	請が可能です(下請負等による実行体制を含め
		請負契約を結べば申請は可能か。また、再	て、あくまで申請者が要件を満たしているかを審
		造林に係る事業についても同様に下請に出	査します)。
		すことは可能か。	再造林についても参加資格要件があり、「森林
			管理局の造林事業請負契約の入札において共通
			して課している要件に適合する旨の誓約書を提出
			すること。」となっていることから、例えば現場代理
			人を直接雇用すること等、こちらに適合するような
			体制が必要です。
17	-	樹木採取区が東北森林管理局に2箇所	樹木採取権制度は初めての取組であることか
		指定される予定とのことだが、今後の指定	ら、まずは現在予定している2箇所について運用
		予定について教えていただきたい。	し、その後適宜フォローアップをしていくこととして
			おり、現時点では未定です。
18	P11	川中事業者を兼ねる申請者が製品を商	川中事業者を兼ねる申請者が製品を輸出する
		社を通して輸出する場合、申請時にどのよ	場合、商社は川下事業者に該当しないため、海外
		うな書類を提出すればいいのか。(商社を	で加工・販売する海外の川下事業者までの協定
		通して輸出する先の企業と協定を結ぶ必要	を結ぶ必要があります。なお、申請者と商社、商
		があるか。)	社と川下事業者との協定のように協定が分かれ
			ていても問題はありません。
19	P11	申請時に川下事業者が既存の木材利用	新規需要開拓は、従来木材の利用が少なかっ
		の内訳を外材から国産材に代替する場合	た分野(CLT建築物、非住宅分野、土木分野、エ
		は新規需要と認められるのか。それとも既	ネルギー分野等)、従来国産材の利用が少なかっ
		存の外材利用は維持した上で新たに国産	た分野(2×4建築部材、横架材、型枠合板、フロ
		材を利用する必要があるのか。	一リング、家具等)等国産材需要に影響を与えに
			くいものが該当するため、これらの分野での外材
			から国産材への代替は新規需要と認められま
			す。単に従来でも国産材の利用が可能であった、
			例えば柱材を外材から国産材に置き換えただけ
			では新規需要量にカウントできません。なお、川
			下事業者が、その柱材を使用して「地元産材の活
			用により差別化を図る取組(顔の見える木材での
			家造り等)」、「輸出」等の取組を進める場合は新
			規需要と認められます。

20	P11	これまでバイオマス発電用に低質材を納	バイオマス発電については、新規需要開拓に
		入していた取引について、樹木採取区から	該当しますが、新規需要に該当する量は、増加分
		の林地残材を納入した場合、新たに新規需	のみとなります。このため、納入総量が変わらな
		要としてカウントされるのか。(納入総量は	い場合は、新規需要に該当しません。
		そのままでもかまわないのか。)	